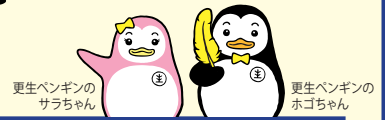


人はみな、
生かされて
生きてゆく。

支援の絆

令和3年
10月

Vol.10



認定特定非営利活動法人千葉県就労支援事業者機構 〒260-0021 千葉市中央区新宿 1-5-8 電話 043-243-0086 FAX 043-306-3055

着任の御挨拶

本年4月1日付けで福岡保護観察所から異動してまいりました古山と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

はじめに、千葉県の更生保護が、認定特定非営利活動法人 千葉県就労支援事業者機構の皆様を始めとする更生保護関係者各位の御尽力と、自治体を始めとする関係機関・団体各位及び経済界を始めとする各界の皆様、そして地域の方々からの幅広い御支援と御協力により、充実した制度として営まれていることに対し、心から敬意と感謝の意を表します。

私は千葉県の出身ですが、これまで近畿管内等での勤務が多く、千葉保護観察所での勤務はこれが初めてです。久し振りに千葉に戻ってきましたが、県内の様子が以前とは大きく変わっていることを実感しています。これから千葉県就労支援事業者機構の関係者の皆様に県内各地の実情等を御教示いただきながら、千葉県の更生保護の更なる充実と発展のために微力ながら精一杯つとめてまいりたいと思っております。

さて、このたびの新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、皆様方におかれましても、日々の生活や健康面において様々な影響を受けておられるのではと案じております。もし、御家族始め関係の方々に御闘病中の方などがおいでしたら、一日も早い御回復を心からお祈り申し上げます。

千葉保護観察所 古山 正成



新型コロナウイルス感染症の感染拡大という厳しい状況下においても、保護観察対象者等の再犯・再非行を防止し、社会復帰を支えていくという更生保護に期待される社会的役割は、いささかも減ぜられることはありません。そして、社会全体が苦しい時期においては、なお一層、犯罪や非行をした人々の就労を支援し、立ち直りを支えていくことが、安全で安心な社会づくりのために必要となります。そうした社会的に重要な役割を担って、様々な制限のある状況のもとでも、日々、御尽力いただいている皆様に重ねてお礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大という事態が沈静化するまでには、なお一定期間を要し、いわば持久戦の厳しさが見込まれます。そして、事態が沈静化した後も、関係者への影響が尾を引くことも考えられます。このような中であればこそ、更生保護の志を同じくする就労支援事業者機構、保護司、更生保護女性会員、BBS 会員、更生保護施設、協力雇用主、更生保護助成協会の皆様の強固な横の連携と、共助の精神がますます大切であり、我々の拠り所となります。更生保護制度施行 70 周年を機に「力を合わせよう」と心をつにじたその思いの真価が問われるときが、図らずもやってまいりました。

更生保護関係者が一丸となり、力を合わせてこの難局を乗り切っていけるよう、保護観察所としても最大限の努力をしてみたいと考えておりますので、引き続き皆様のお力添えをよろしくお願い申し上げます。

就労支援事業所の事例

就労支援事例

家族関係の悪化が「働きたい」という思いを阻害

～ 息の長い支援活動が就労につながった事例～

■ 支援開始から職場定着まで

保護観察所にて初回面談。自宅からバイク通勤可能で「溶接」の資格を生かせる職場を希望したため、N市の「U工業（鍛冶工）」を提案。面接を受け「18歳になるまで現場には出せないの、それまで待てれば」との条件付きで内定となる。会社からの指示で「高所作業車運転技能講習」も受講し、18歳達齢と同時に本採用となった。その後3ヶ月間就労状況を確認していたが、職場でのコミュニケーションは良好で雇用主からも「頑張っていて、こちらも助かっている」とのお礼の言葉をいただいたため支援活動を終了した。

■ 解雇。再支援へ

1年後、U工業を解雇になりY市の友人宅に寄宿してアルバイトをしているとの情報が入る。家族内のトラブルにより無断欠勤が続いたことが原因。真面目に働いていたのに残念なことになった。保護観察所より支援対象者に再選定されたため支援を再開。希望職種は前回同様「溶接工」、Y市周辺で気兼ねのないアパート暮らしを望んでいた。Y市では仕事が見つからず、I市の溶接専門会社「H工業」を提案。面接の服装を気にしていたため、会社訪問当日に当職が用意したカッターシャツを渡す。社長から「JIS溶接資格取得までは現場ではなく工場で作業してもらおう。その間は見習いで時給は千円。頑張れば3ヶ月で資格は取れる。アパートは家具つきで月5万円程度で用意できる」とのご提案をいただく。後日、本人から「アパート代5万円はキツイ。ハローワークで紹介されたY市の会社に応募する」と断りの連絡が入る。

■ アパートが決まらず内定辞退

その後、保護観察所から「Y市の会社は不採用となった。寄宿している友人が転居するためとりあえず帰性会に入る」との連絡。本人と面談し大手ファブリケーターの協力会社でS市の「S技研」に打診していることを確認。数日後、C市I区の大手機械メーカーの協力会社に内定し住居が決まり次第入社するとの連絡があったため、当職は即日協力雇用主でもある不動産会社にアパート探しを依頼したが、これが困難を極めた。未成年者であるため親権者の同意と保証人就任が必要だが、親に拒否され賃貸借契約ができない。当座の生活資金を県社会福祉協議会に打診したが、こちらも未成年のため法定代理人の記名押印が必要とのことで断念。結局、期限までに住居が決まらずやむなく内定は辞退とすることになった。親から見放された未成年者を支援できないことに歯がゆさを覚える。

■ 新たな出会いから就労へ

打診中だった「S技研」から面接機会を得たため、これに同席。その場で内定をいただく。宿舎は社長自宅横のプレハブ住宅が利用でき、食事は家族と一緒に入浴も近くの民宿を利用可とのこと。当面は見習いで時給千円。宿舎費は食費込で月3万円。アパート暮らしを望んでいた本人もこの上ない条件に満足の様子。後日、帰性会に入居中の本人より「顔合わせも終わり勤務することとなった」との嬉しい報告あり。

引越し当日は当職が自家用トラックで帰性会まで迎えに行き、C市H区の友人宅からバイクも引取ってS市まで運んだ。宿舎は入居できるように整理されており、バイクも会社の車庫に入れるよう社長の家族から案内された。新たな生活の始まり。激励して辞去した。就労開始日に会社に連絡し、「今日から働いています。頑張ってますよ。先輩や同僚とも話ができており問題ないです」とのお言葉をいただいた。

令和3年9月 S技研に就労継続中を確認。



トピックス ー地区協力雇用主会の活性化に向けてー

機構では、法務省からの受託業務（「更生保護就労支援事業（千葉県）」）として就労活動支援、職場定着支援業務を軸に活動する中で、雇用実績の向上に向けて協力雇用主の雇入れ意向の確認、求職者に即した個別の求人開拓、求人者と求職者の出会いの場の提供など積極的なマッチングに一層努める必要を感じております。

千葉県内の26の保護区では、それぞれで地区保護司会が活動されており、機構の設立前から地区保護司会と地区協力雇用主会が綿密に連携して一体となって再犯防止活動に取り組まれている地区もあります。一方で、かつて機構の要請により県内に18の地区協力雇用主会が結成されたものの、その後活動を休止された地区もあり、現在活動されている協力雇用主会は県内で5地区に限られます。

そこで、今年度から千葉保護観察所のご協力もいただき再犯防止活動の活性化に資する新たな地域のネットワークづくりを目標に活動を開始しました。まず、活動中の5地区を参考として協力雇用主会の再整備を進める中で、様々な問題点の洗い出しに着手したところです。稲毛地区で先行して整備計画を検討中です（令和3年9月30日現在）。合わせて、従来型の集合研修や情報発信に加えて、機構が新たなネットワークにどのようにかわっていけるかも検討を始めました。将来的には、県内全26保護区に地区協力雇用主会が整備されるよう活動を展開していく予定です。

無料職業紹介事業について



千葉県就労支援事業者機構は、令和3年5月に「無料職業紹介事業」の認可を取得しました。

当機構では平成26年度から法務省の「更生保護就労支援事業」を受託して「就職活動支援」と「職場定着支援」活動を行ってきました。この事業は、保護観察期間中の人が対象者となりますが、新たに「無料職業紹介事業」の許可を取得したことで、保護観察期間中以外の人（※注）を支援対象とすることが可能となり、より幅広い支援を目標に活動しています。

紹介料や相談料は不要です。お気軽にご相談ください。

※注 求職者については犯罪者や非行少年（更生保護事業法第2条第2項各号に掲げる者及びこれに準ずる者をいう。）及び千葉県内の地方公共団体、児童相談所、児童自立支援施設、弁護士会等から要請のあった方が対象となります。

令和3年度更生保護就労支援事業の受託について

当機構は令和2年度に引き続き法務省より、「更生保護就労支援事業（千葉県）」を受託いたしました。事業体制は事業所長兼支援員1名、事務員1名、支援員補助の3名です。また、支援対象者目標につきましては、就職活動支援80人、職場定着支援50人となっております。目標達成状況は9月30日現在で見ますと新型コロナウイルス感染症の影響下の厳しい状況ではありますが、協力雇用主の皆様の積極的なご協力のもと、就職活動支援76件、職場定着支援32件と順調に進捗しております。目標必達に向けて引き続き千葉保護観察所及び各地区保護司会の皆様をはじめ関係各団体等のご指導を賜りますようお願い申し上げます。

ご寄附者

令和3年9月に次の方より多額のご寄附を賜り、全国就労支援事業者機構榊原会長より感謝状を頂戴いたしました。

木村 操 様



新規会員のご紹介

令和3年3月以降の新規会員をご紹介します。(順不同、敬称略)

二種会員 (一般の事業者)	・おおやま不動・里山住宅	・株式会社アイキョーホーム	・株式会社アイキョーハウス
	・株式会社博全社	・株式会社トライ・インターナショナル	
	・千葉酪農農業協同組合	・株式会社ダイシンオート	・株式会社須藤工務店
	・株式会社日東	・有限会社田中石油店	・中和貿易株式会社
	・株式会社友栄組	・株式会社千葉東建設	・京葉段ボール工業株式会社
	・千葉トヨタ自動車株式会社	・有限会社石井飼料店	・スマート株式会社
	・株式会社アシスト	・株式会社佐原運輸	・有限会社ナカゴウ
	・株式会社オカムラメイト	・株式会社オー・エム・プロパティーズ	
	・吉川造園株式会社	・孝和建商株式会社	・東豊土木工業株式会社
	・株式会社 QualitR		
賛助会員 (事業の推進に協力する会員)	・大栄技工株式会社	・有限会社双和建設	・株式会社木村屋
	・特別養護老人ホームさくら苑	・株式会社常磐植物化学研究所	・株式会社信星テクノス

令和3年9月30日現在の会員数は次の通りです。

一種会員	6	二種会員	142	三種会員	18
四種会員	37	賛助会員	111	合 計	314

会員募集について

当機構は主に会員の皆様の貴重な年会費により運営されております。就労を希望する対象者に対する就労支援、雇主の皆様への研修活動や助成金の交付を積極的に進めていくためには、その前提となる財務基盤を強化が重要です。このため、今期は会員の皆様や県内の経済団体からご紹介いただく「会員紹介活動」に注力して二種及び賛助会員の増強に努めており、下表のとおり成果が出ております。

引き続き、犯罪や非行をした人の就労による立ち直りを支援することを通じて千葉県の治安の改善を目指す、私どもの事業を支えてくださる企業、団体及び個人の皆様にご入会いただけますよう会員募集を継続しておりますのでご協力をお願いいたします。

年会費 正会員1万円以上 賛助会員 2千円以上

【新規入会数と会員総数の推移】

	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		今年度	
	二種会員	賛助会員	二種会員	賛助会員	二種会員	賛助会員	二種会員	賛助会員	二種会員	賛助会員
新規入会	28	6	7	1	5	2	14	4	26	6
会員総数	103	121	108	117	110	117	121	120	142	111

※ 今年度は令和3年9月30日現在